

議案第 20 号

羽生市公共下水道条例の一部を改正する条例

羽生市公共下水道条例（昭和 58 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第 15 条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表 3 の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により算出された消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、<u>1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第 22 条 市は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を申請者又は届出者から徴収することができる。</p> <p>（１） 工事等計画の確認審査 1 件につき <u>2,000 円</u></p> <p>（２） 排水設備等工事のしゅん工検査 1 件につき <u>3,000 円</u></p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第 15 条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表 3 の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により算出された消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出された地方消費税の額を合算した額とする。この場合において、<u>10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第 22 条 市は、次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める額の手数料を申請者から徴収することができる。</p> <p>（１） 工事等計画の確認審査 1 件につき <u>300 円</u></p> <p>（２） 排水設備等工事のしゅん工検査 1 件につき <u>500 円</u></p>

(3) 工事指定店の指定 1件につき 20,000円

(4) 工事指定店の指定の更新 1件につき 10,000円

(5) ~ (8) (略)

2・3 (略)

別表3 (第15条関係)

基本使用料 (2か月につき)			超過使用料 (2か月につき)	
用途	汚水排除量	料金	汚水排除量	料金 (1立方メートル当たり)
一般汚水	20立方メートルまで	2,000円	20立方メートルを	110円
			超え40立方メートルまで	125円
			超え60立方メートルまで	135円
			超え100立方メートルまで	150円
			100立方メートルを超え	
			200立方メ	

(3) 工事指定店の指定 1件につき 6,500円

(4) 工事指定店の指定の更新 1件につき 3,500円

(5) ~ (8) (略)

2・3 (略)

別表3 (第15条関係)

基本使用料 (2か月につき)			超過使用料 (2か月につき)	
用途	汚水排除量	料金	汚水排除量	料金 (1立方メートル当たり)
一般汚水	20立方メートルまで	1,600円	20立方メートルを	95円
			超え40立方メートルまで	105円
			超え60立方メートルまで	110円
			超え100立方メートルまで	125円
			100立方メートルを超え	
			200立方メ	

			一トル まで 200 立方メ 一トル を超え 400 立方メ 一トル まで 400 立方メ 一トル を超え 1,000 立方メ 一トル まで 1,000 立方メ 一トル を超え るもの	<u>165</u> 円				一トル まで 200 立方メ 一トル を超え 400 立方メ 一トル まで 400 立方メ 一トル を超え 1,000 立方メ 一トル まで 1,000 立方メ 一トル を超え るもの	<u>140</u> 円
			200 立方メ 一トル を超え るもの	<u>180</u> 円				200 立方メ 一トル を超え るもの	<u>150</u> 円
			200 立方メ 一トル を超え るもの	<u>200</u> 円				200 立方メ 一トル を超え るもの	<u>170</u> 円
公衆 浴場 汚水	200 立方 メー トル まで	8,000 円	200 立方メ 一トル を超え るもの	40円	公衆 浴場 汚水	200 立方 メー トル まで	6,000 円	200 立方メ 一トル を超え るもの	30円

附 則

(施行期日)

- この条例中第22条第1項の改正は令和4年10月1日から、第15条第1項及び別表3の改正は令和5年1月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- この条例による改正後の第15条第1項及び別表3の規定にかかわらず、令和5年1月1日前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、同日から同年2月28日までの間に使用料の支

払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の第22条第1項の規定は、令和4年10月1日以後の申請又は届出に係る手数料に適用する。

令和4年2月22日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明